第２回　逗子海水浴場の運営に関する検討会　概要

日時：令和７年４月 21 日（月）
15 時 00 分～17 時 00 分
場所：逗子市役所５階　第１・２会議室

出席者

［メンバー］　田中　美乃里、山口　学、菊井　健一、黒田　尚弘、小沢　栄介、福井　八州雄、菊池　俊一、横山　奈緒子、菊池　千春、岡田　和夫、岩佐　正朗、歌代　光雄（高松　智一代理）、山上　寿美（順不同、敬称略）

［オブザーバー］　横須賀土木事務所許認可指導課、鎌倉保健福祉事務所環境衛生課、横須賀三浦地域県政総合センター企画調整課、公益財団法人かながわ海岸美化財団

［事務局］　逗子市市民協働部経済観光課
課長　黒羽　秀昌、副主幹　稲井　麻美、専任主査　市川　大輔、主事　宮上　敦久

欠席者

［メンバー］　來島　政史、瀬田　敦子、飯野　幸

［オブザーバー］　逗子警察署地域課

会議公開の可否

可

傍聴者

２名

会議次第

１．開会
２．議題
（１）　令和７年度の逗子海水浴場ルールについて
（２）　その他
３．その他

配布資料

資料１．令和７年度逗子海水浴場事業者・利用者ルール（案）
資料２．令和７年度逗子海水浴場事業者・利用者ルール新旧対照表（案）

１　開会

・事務局より、メンバーの出欠と、検討会は傍聴できることについて説明を行った。
・事務局より、配布資料の確認を行った。
・初出席のメンバーの自己紹介を行った。
・事務局より、本会議の趣旨の説明を行った。
- 前回の続きから議論を踏まえ、特定のイベントが見込まれる日の海の家の営業時間変更について、ルール案に盛り込んだ。まずはそちらから検討・協議をいただき、その後試行的取組以外のルールについて検討・協議いただきたい。
- 海開きから日程を逆算すると今回が海開き前最後の検討会となる予定であり、それを踏まえて議論していただきたい。

２　議題

（１）令和７年度逗子海水浴場のルールについて

・事務局から令和７年度逗子海水浴場事業者・利用者ルール（案）について説明を行った。
- 資料１の６ページⅣ海の家の営業に関するルール内の②試行実施、イ試行期間に「逗子市及び逗子市観光協会が主催、共催又は後援するイベントが 19 時以降まで開催される見込みのある日」を追記した。
- 前回検討会において、シークレット花火を例としつつ、日が長い７月などに開催する場合、終了後すぐに海の家が閉店してしまい、ゆっくりと楽しむことができないまま追い出されてしまうという趣旨から提案があった。今年度のシークレット花火の開催については逗子海岸営業協同組合が検討中であると思われ、７月に実施されるかも決まっていない状態ではあるが、こういった趣旨を踏まえて「19 時以降まで開催される見込みのある日」とした。
- 海の家の試行イベントは 19 時までの実施を条件としていることから、混合することがなく、「逗子市及び逗子市観光協会が主催、共催又は後援するイベント」と条件付けることでイベントを絞ることができると考えている。

・事務局からの説明に対して、次のとおり意見等があった。
- 新宿自治会のアンケートと昨年度の検討会報告書を見てもシークレット花火で迷惑しているといった意見があったにもかかわらず、コンセンサスとれていないのに３回実施して尚且つ海の家の営業時間を変更することには疑問がある。花火は１回でも良く、市民のためになるかは疑問がある。そのあたりをどのように考えているのか。
- 迷惑だという意見もあるが、全体として見たらどうなのか。取りやめてほしいという意見は自治会にはきていないと認識している。事前に知らせてほしいという意見が多いと認識している。
- ペットがびっくりしてしまうという意見もあり、海岸近隣の方には事前に説明してほしいという意見もあった。
- 近隣の人とのコンセンサスがとれていないことが障害になるのではないか。今年はルールが決まった段階で丁寧に説明を行っていく。その中で海岸組合にも協力してもらいながら、シークレット花火についてもいつとは言えないが説明していくのかなと考えている。
- シークレット花火は誰がどういった目的で行っているのか。

- 新型コロナウイルスの影響で落ち込む市民を元気付けようと考えて実施し、その後も要望を受けて続けている。海水浴場で近隣住民にご迷惑をかけていることと、近隣の方にも海岸に来てほしいため実施する。今年は市内の方から援助があり、それによって２回か３回は実施ができそうな見込みではある。
- 特定の方が一緒に実施しているという話を聞いたが間違いか。
- 間違いであり逗子海岸営業協同組合が実施している。相談をされて小学校には伝えてはどうかと言ったことはある。
- 事前に知らせられるところには知らせておいて、地元の方の迷惑にならないように、配慮して実施することが必要かと思う。
- 新宿自治会のアンケートの結果を見ると、海岸に近い方からたくさんの意見をいただいている。今年はこういったやり方で実施するという詳細な内容の広報活動を是非やってもらいたい。できれば自治会に入っていないマンションへの広報を十分にやってほしく、管理組合に相談するべきである。

⇒自治会に入っていない人のために、マンションの管理組合にも丁寧に説明したい。

- アンケートを実施して非会員のマンションからの意見が多いことが分かったため、特にお願いしたい。

・事前に提出されたルール修正依頼について、提案者から説明があった。

- 資料１の８ページ（８）風紀上の対策に「利用者への刺青、タトゥーの露出はさせない。」の追記と水上オートバイ「操縦者」を「利用者」に変更してもらいたい。そのうえで 12 ページの３違反行為に対する処分の海の家のチェックリストにも追加もしてもらいたい。
- 理由としては、海の家の店内で入れ墨・タトゥーの露出が多く、特定の海の家で特定の方が露出しているためであり、普通のものではなく、威嚇するような入れ墨・タトゥーを露出している方を平気で着席させていて問題が起きたということもあった。
- 水上オートバイに関しては、透明なグラスでアルコールを提供していたにもかかわらず、突然中身の見えないグラスに変えて提供していたことや同乗者と区別がつかないため提供したと海の家側が言うこともあったため提案した。
- これらをルールに明記したほうが海の家も対応がしやすいのではないか。

・提案者からの説明に対して、次のとおり意見等があった。

- 去年は白人系の外国人は逗子ではなく葉山に行っていると多くの方から聞いた。どうしてかと思い聞いてみたら、逗子よりも葉山のほうが雰囲気が良いからということであった。逗子海水浴場が目指すファミリービーチとは違った雰囲気になってしまっているのではないか。タトゥーに関しても同じことだと考えている。

⇒前提として「安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例」において、砂浜や海の家の中といった場所を問わず、利用者は他者を畏怖させる入れ墨・タトゥーの露出をしてはならないと定めている。そのため、違反者への対応は市がすべきものだが、いきなりマナーアップ警備員が営業中の店内に入って注意をする運用は現在は行っておらず、従業員にまずは注意をしていただき、注意を聞き入れない場合には市及びマナーアップ警備員に報告してもらうようにしたいと考えており、提案のとおりにルールに反映することは難しいと考えている。

- タトゥーについても、新宿自治会のアンケートにおいて、午後になると子どもと一緒に行けない雰囲気が特に東浜であるという声が多かった。飲酒やタトゥーの露出を派手に行っている人が東浜に多いという環境は何とかしなければいけないと思う。
- 入れ墨の入っている方に関して、海水浴場に来るときは覆っているが、海に出ていくと露出している。海の家のアルバイトが注意できるのか不安であり、自分であれば本物の入れ墨を露出している方には酔っぱらっていることもあり恐くて注意できない。
- アルバイトも親御さんから預かっているため、一度は注意して、二度目は注意しなくていいと言っている。今年は注意して聞かない場合は市や警備員が来ることになればそういった対応をする。意外と１回で聞いてくれる人が多いが、中には聞き入れない人もいる。
- 入れ墨の露出は禁止という広報をしていることは認識しているが、もっと大々的にやったほうが日本人には効くと思う。ぜひ自治会も協力して街中からチラシを貼るなどによって、入れ墨の人は来なくていいと打ち出した方がいい。歓迎されていないことが分かれば来にくくなる。
- 海の家がしっかり注意した方がいいと思うが、危ないということも理解できる。ワンストップの仕組みを考えたほうがよく、一回海の家で注意したら市に通報し、最終的には警察に相談してルートを作ることが必要である。自動車の運転手にアルコールを提供すると海の家が罪に問われ、水上オートバイでは明確な規定がないかもしれないが、海の家が処罰される可能性があって出せないと示せば抑止力になるのではないか。
- 水上オートバイについては何年も前からの問題であり、飲酒して水上オートバイで帰っていく元を絶たないと解決しない。例えば水上オートバイを全面的に禁止するなどの覚悟をもって抜本的な対策をしないと毎年同じ話をしている。
- まずはタトゥーの話から検討・協議したい。基本的には市や警備員が取り締まるべきだが、注意が行き届いていないため、市がさらに努めるべきという話があり、そのうえで海の家が注意しやすくすることだと考えている。
- もともとは海の家の中でも警備員が入っていって注意していたが、海岸組合との調整の結果、海の家の中では海の家の人が注意するという住み分けがされてきた歴史がある。海の家に入るときに入れ墨・タトゥーの露出が禁止されているという掲示を入り口に出せば注意しやすくなるということもあると思う。水上オートバイに関してももっと注意事項を目立つようにしてはどうか。海の家で対応が難しい利用者には警備員が対応して入れ墨・タトゥーを覆ってもらうなどから始めることがいいのかもしれない。また、自由使用の砂浜で誰は来てはいけないということはなかなかできない。
- 看板を立てて注意喚起をするとしても裏付けとしなる根拠がないと聞き入れてもらうことが難しいというのがここ何年かの実感である。ウォーターパークでも入れ墨・タトゥーの注意をすればほぼほぼ着てくれる。その際に「なぜダメなのか。」と言われてルールに書いてあると言うと分かってもらえる。海の家で注意していないところがあるため、ルールに明記して注意しなくてはいけないと思ってほしい。そもそも、海の家が注意できないような客が来ない店にしないといけない。もともとは海の家が警備員に入ってこないでほしいと言ったところから海の家が注意することになっており、個人的にも警備員が海の家に入っていくことはナンセンスだと思う。海の家が注意しやすいようにするためにルールに明記したほうがいいと考えて提案した。

- ぜひ今年は店外に各店舗１枚以上周知物を掲示してみてはいかがだろうか。それでも随分変わると思う。
- ルールに書かないわけではないが、それだけでは実効性がないため掲示などの提案をしたものの、注意しやすい環境をつくるのは重要だと思う。
- 水上オートバイについては検討・協議に移りたい。
- 水上オートバイは湾内に入ってくるときは静かでも出ていくときはうるさい。そういった者の数は減ったが波を立てていて事故につながりかねない。他所で飲めないことから来ていると思われるため、厳しく対応してもらいたい。

⇒水上オートバイに関しては、飲酒後に操縦することが問題であるため、飲酒後に操縦をしないことの確認や周知などの対策を海岸組合と調整したいと考えており、同乗者にまでアルコールを提供しない法的根拠がない中ではルールに反映することは難しいと考えている。取り締まりを行うのは海上保安庁であるため、パトロールの強化を依頼するなど他機関とも連携して対応を当たりたい。

- 昨年は自分で直接海上保安庁に電話して呼んだ。根拠となる法律が追い付いていかないものをルールで作っているため、この場で決めていけばいい。勢い良く出て行く者がだいぶ減っているのは注意をしているからであり、特定の人間が騒いでいる。その特定の人間が特定の海の家で飲酒している。
- 特定の人のためにルールを締め付けるのはどうなのか。
- その人たちの言い訳が「ルールに書いていない。」というものであり、その特定の海の家がなければその人たちは来ないと思う。注意しても自分は操縦者ではないと言われてしまうこともあり、そういった人たちが帰っていく際に暴走していく。湾内に入ってきた際に帰っていく際も静かにするようお願いしても警備艇が見えなくなると暴走していく。
- 湾の入り口に警備艇がいれば暴走しない。
- 一度でもいいので海上保安庁にしっかりと飲酒検問のような取り締まりをやってもらうことが一番だと思う。ゴルフ場の出口で飲酒検問をやったら飲酒運転が激減したと聞いたことがある。一度やればそういった取組が行われている海水浴場だということが浸透すると思う。
- 沖に巡視艇が泊まっていると抑止力になる。例えば砂浜に海上保安庁パトロール中といった看板があれば違ってくるのではないか。
- 検問をやってほしいと言ったり、出艇した場所に帰ってきた人を取り締まったりしてくれと言っているが、海上保安庁もなかなか動かない。水上オートバイの法令の中で罰則規定がなく、何度もお願いしても追加されていない。操縦者の自覚に頼らざるを得ない部分はある。数人だけのためであっても海の家の前に掲示物を掲げておくなどでもしないとどうにもならない。
- 逗子市が海上保安庁に正式にお願いするなどのルートを使えないか。市や県が交渉したら対応が変わってくるのではないか。

⇒これまでも海上保安庁には依頼しているが、再度協議していきたい。

- 海の家で飲酒後に操縦しないということの確認を徹底してもらうと良いと思う。
- 自動車の飲酒検問をやってもらえば海の家も一緒に捕まるため、警察に帰り道の駐車場でやってもらえば操縦者にアルコールを提供する海の家も減るのではないか。

・事前に提出されたテラス席における要望について、提案者から説明があった。

- 海の家のテラス席における台風時等の備品の撤去については、組合長に了承をもらったためルールに書いてほしい。海の家の屋根の上がテラス席ということを理解はしたが、屋根の上でバーベキューをする家はないと思うため、火気の使用を禁止してもらいたい。
- テラス席がある海の家は何軒なのか。
- ６軒ある。

⇒2019 年の台風のあとに建築基準が厳しくなった。

- 県の土木事務所としてはどうか。
- 海の家の建築において２階席は認めておらず、平屋建ての屋上利用として許可している。荒天時については事前に海岸組合とルール作りをしてもらえるのであれば、県土木としてもお願いしたいと思う。台風がどういうルートを通った時や、お店によって誰がやるかなど、そのあたりを皆さんで考えていただければと思う。
- 市と海岸組合で連携してもらえればいいと思う。
- 撤去することをルールで決めておいて、細かいところは海岸組合が決めてもらえればいいと思う。
- 台風の予報があった場合には、市に相談して海岸に車を乗り入れて海の家一軒ずつ対策を指導している。今年も引き続きテラス席も含めて指導して飛散するようなことにならないようにしたい。

⇒固定したり覆ったりと荒天時の対策方法はいくつかあり、手段までルールで特定せずに対策をするといった記載の方法は可能かと考えている。また、荒天時については県土木や海岸組合内での指導により適切に対応されているものと考えている。

- 備品を固定した場合は２階席にならないのか。傍から見たら固定してあるのかわからず恐い。今は飛んでこないように家の窓にベニヤ板を張って対応している。屋根の上に乗せておく必要がなく、テラス席はもともと屋根の上を少し利用する程度で、それでは２階ならないのか。最低限安心して台風を迎えられるような対策をしてもらいたい。
- 固定とは飛散しないための固定であり、2019 年に来たような台風が来れば当然にテラス席の備品は全部撤去する。しかし、それほどの強さやルートでない時は関係者とも相談して対策している。間違いなく 2019 年のような規模の台風が来たら場合には全部撤去するため安心していただきたい。
- 説明会でしっかりと説明してもらいたい。また、ルールには書いてほしい。
- ルールは検討会で決めてきており、海岸近隣の方が恐いと思っているのであればルールに書くべきだと思う。固定するとは具体的にどうするのか。
- イスを重ねて飛ばないようにしてロープで縛るなどして固定しようと思うが、大きな台風の際には撤去する。
- 「基本撤去する。」といった文言にしてはどうか。
- これをルールに入れてもらうためにメンバーになった。
- 海岸組合としてはテラス席がある海の家があったほうがいいのか。
- 海の家の建築上、やっていいことになっている。
- 台風を経験していない海の家にしっかり指導してもらいたい。年々台風が強力になっており、指導する方が常にいるのが重要だと思う。

- テラス席での火気の使用についてはいかがか。
- 実際にテラス席でバーベキューをしている海の家があるのか。
- テラス席での火気の使用を海岸組合が許可しているわけではないが、風向きで配慮するといった指導はしていこうと思う。
- 点火から消火まで従業員が付き添うことをルールにしてほしい。
- 背景に嫌な思いをしている人がおり、配慮を求めたい。
- 自分の店では１階でバーベキューをしているが、必ず責任者がお客さんの着火から消火まで一緒にいるということはしていない。
- １階でやっていれば目が届くと思うが、テラス席は目が届かない。
- 何分かに一度見るなどはできると思うためやり方を考えていきたいと思う。
- これはルールに明記するのか。明記するのであればテラス席のマンション側への目隠しについても明記してほしい。
- 目隠しに関しては、前期の検討会で話があり運用の中で対応できるのではないかという意見があった。
- テラス席にあるものを飛ばしたいわけはなく、台風の規模感やルートによって撤去しなくても問題がない場合があることを言っている。逗子市及び海岸組合から指導があった場合は撤去するということはできる。
- それぞれの海の家が、台風が来た際に対策しないといけないと本気で考えてほしい。
- 市及び組合が判断した場合には撤去するとだけ書いて、台風に限定しなくてもいいのではないか。
- 基本的な考え方としては風の強さなのか。市に言われなかったからやらなかったということにはならないようにしたい。風速がどのくらいの場合など、細かい設定をする必要もあるのか。どれくらいの風速でものが飛んでいくかがわからないため、明文化するには整理が必要である。花火大会は風速 10 メートルを超えると指導が入る。海水浴場ルールではどうするのか。例えば風速 20 メートル以上の予報時は撤去などが考えられるか。
- もともとは海の家の屋上は利用しておらず、屋上で火気も使用していなかった。自分はルール緩和派であったが、住民が恐い思いをしているならばやめたほうがいいのではないか。また、風速等の基準を設けると責任の所在が不明瞭になる。
- 多様性のある海の家があることは魅力だと思うため、やめさせることは難しい。対策したうえでどこまでできるか決めて確実に実行していくことがいいと思う。
- 折衷案に落ち着くのであれば責任の所在ははっきりさせたほうがいい。
- 前回の検討会で海岸組合が対応すると言っていた。
- 厳密には全ての海の家に保険の加入を義務付けており、各海の家が補償する。
- テラス席の位置づけがあいまいであり、壁も屋根もないのであれば屋外でないのか。屋外ならば火も使えず物も中にしまうと思う。

・この他の部分でルールに関する意見があるか確認したところ、意見はなかった。

４　その他

・事務局より、今後のスケジュールについて説明を行った。

- 今回、検討・協議いただいた内容を反映してルールの最終案を送るため、意見いただければと思う。分かりにくいルールにならないよう考えていきたい。
- 海水浴場開設期間中に合同パトロールを実施するため参加をお願いしたい。日程が決まったら連絡する。

以上